○近畿地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	京都府久世郡久御山町市田中観世一四番一から宇治市小倉町西大池七二番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月一日

○近畿地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
四条畷市大字中野八九七番一七から同市清滝中町六八九番一まで	前	四三・〇〇～一一三・〇〇メートル
	後	二三・五〇～九九・〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

認定更新番号表

製造業者名	浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
(株)アールエコ 代表取締役　八田　富夫	アールエコ合併処理浄化槽 アクアネット　B－5型	7－07K－1E－001	7－12K－1E－001
〃　〃	〃　B－7型	〃　－1	〃　－1
〃　〃	〃　B－10型	〃　－2	〃　－2

○中国地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号及び百八十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
安芸高田市八千代町佐々井字五郎丸二二七番一から同市八千代町佐々井字五郎丸一九七番一まで	前	九・九六～一二・九七メートル
	後	一三・〇二～一六・二九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十三号	安芸高田市八千代町佐々井字五郎丸二二七番一から八千代町佐々井字五郎丸一九七番一まで	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月一日

○九州地方整備局告示第百四十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式について認定の更新をしたので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月一日　九州地方整備局長　吉崎　収

認定更新番号表

（平成24年10月1日）

製造業者名	浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
大管工業株式会社 代表取締役　中島　肇	ダイカン浄化槽 RT－2A型	9－07K－6BR－001	9－12K－6BR－001
〃　〃	〃　－2B－1型	〃　－1	〃　－1
〃　〃	〃　－2B－2型	〃　－2	〃　－2
〃　〃	〃　－2C－1型	〃　－3	〃　－3
〃　〃	〃　－2C－2型	〃　－4	〃　－4
〃　〃	〃　－2CA型	〃　－5	〃　－5
〃　〃	〃　－2E－1型	〃　－6	〃　－6
〃　〃	〃　－2E－2型	〃　－7	〃　－7
〃　〃	〃　－2F－1型	〃　－8	〃　－8
〃　〃	〃　－2F－2型	〃　－9	〃　－9
〃　〃	〃　－2FA型	〃　－10	〃　－10
〃　〃	〃　－2FB型	〃　－11	〃　－11